

# 医療救護所活動マニュアル

令和8年5月



幸 手 市  
幸手市医師会  
幸手市歯科医師会  
幸手薬剤師会

序章 災害時の医療	1
1 医療救護活動の流れ	2
2 災害医療の原則	3
3 災害医療の7つのキーワード	8
4 医療救護活動の指揮命令系統図	9
第1章 医療救護所への出動要請及び参集	10
1 出動要請・参集	10
2 参集準備	11
3 医療救護班の業務内容	11
4 責任者の決定	12
5 医療救護所の運営従事者	12
第2章 医療救護所開設	13
1 医療救護所の開設基準	13
2 施設の安全確認	14
3 医療救護所の開設準備	14
4 開設等の報告	14
5 医療救護所開設の流れ	15
第3章 医療救護活動	16
1 傷病者来所	16
2 傷病者の振分け	16
3 トリアージ(START 法及び PAT 法)	16
4 軽症者手当／調剤・投薬	22
5 重症者等処置／搬送	23
6 医療救護所本部(記録係)運営	24
7 医療救護所における活動の流れ	25
第4章 医療救護所閉鎖	26
第5章 時系列活動表(フェーズ1～3)	27
第6章 資料編	31
1 連絡先一覧	31
2 医療救護所の運営様式(様式1～9)	39
3 医療救護所配置図	54
4 参考資料	55

## 序章 災害時の医療

平常時の医療では、ひとりの患者に対し多くの医療スタッフや医療機器・薬剤などの医療資源を使って救命にあたることができます。

しかし、大規模な災害時は、病院や消防、情報・交通網などが機能しなくなり、十分な医療資源の提供ができなくなる一方、多くの傷病者が同時に発生するため、医療の需要と供給のバランスが大きく崩れてしまいます。

そのため、平常時なら助かるはずの命が救えない状況となってしまう危険性があります。

平常時であれば救えたはずの命が失われることは「防ぎえた災害死（preventable disaster death）」とも呼ばれます。

災害医療とは、この「防ぎえた災害死」をなくすために、災害発生後の急性期・初期に行われる医療のことを指します。

災害医療では、限られた医療資源で、医療供給能力をはるかに上回るほどの多数の傷病者の治療にあたらなければならないため、平常時から災害時の医療体制を整備していく必要があります。

### 平常時の医療



### 災害時の医療



# 1 医療救護活動の流れ



## 2 災害医療の原則

### (1) トリアージ

医療資源と傷病者数との不均衡の中で、「最大多数の最大幸福」という概念のもと、多数の傷病者を速やかな診療や搬送につなげるため、医療資源の分配順位、すなわち治療の優先順位ごとのトリアージ区分に傷病者を迅速に分類すること。

- ・ トリアージ 多数の傷病者を重症度・緊急度に応じてクラス分けをすること。
- ・ 目的・理由 災害時の限られた医療資源を効率的に使い、防ぎえた災害死を防ぐ。
- ・ 優先順位 **1位：赤（Ⅰ）**、**2位：黄（Ⅱ）**、**3位：緑（Ⅲ）**、**4位：黒（Ⅳ）**

### (2) トリアージの種類

ア START 法トリアージ(Simple Triage and Rapid Treatment) ※4ページ(図1及び表1参照)

- ・ 院外において歩行の可否・呼吸・脈拍・意識の4点を評価するトリアージ。
- ・ 主に生理学的指標による緊急度区分への分類。
- ・ 迅速性が特徴。

#### 【概要】

- ・ 歩行可能な患者を**緑（Ⅲ）軽処置群**に区分する。
- ・ 歩けない患者の**※B（A）、C、D**を評価し、下記のとおり区分する。  
**赤（Ⅰ）最優先治療群** **黄（Ⅱ）非緊急治療群** **黒（Ⅳ）不治療群**
- ・ 緊急処置は行わない。例外は気道確保、圧迫止血。

※

呼吸・気道、循環、意識
<u>B</u> reathing・ <u>A</u> irway 呼吸・気道
<u>C</u> irculation 循環
<u>D</u> ysfunction of CNS 意識



イ PAT 法トリアージ(Physiological and Anatomical Triage)※5ページ(表2参照)

- ・ 医療救護所及び搬送拠点において、生理学的評価と解剖学的評価を行うトリアージ。
- ・ 生理学的所見、解剖学的所見により、高精度に優先度を評価する。

#### 【概要】

- ・ 第1段階で生理学的評価を行う。
- ・ 第2段階で全身の観察による解剖学的評価を行う。  
**(1)、(2)で該当する異常があれば（赤）区分Ⅰ**
- ・ 必要に応じ、第3段階で、受傷機転による評価を行う。
- ・ 必要に応じ、災害弱者に配慮する。

図1 START法トリアージ(Simple Triage and Rapid Treatment)

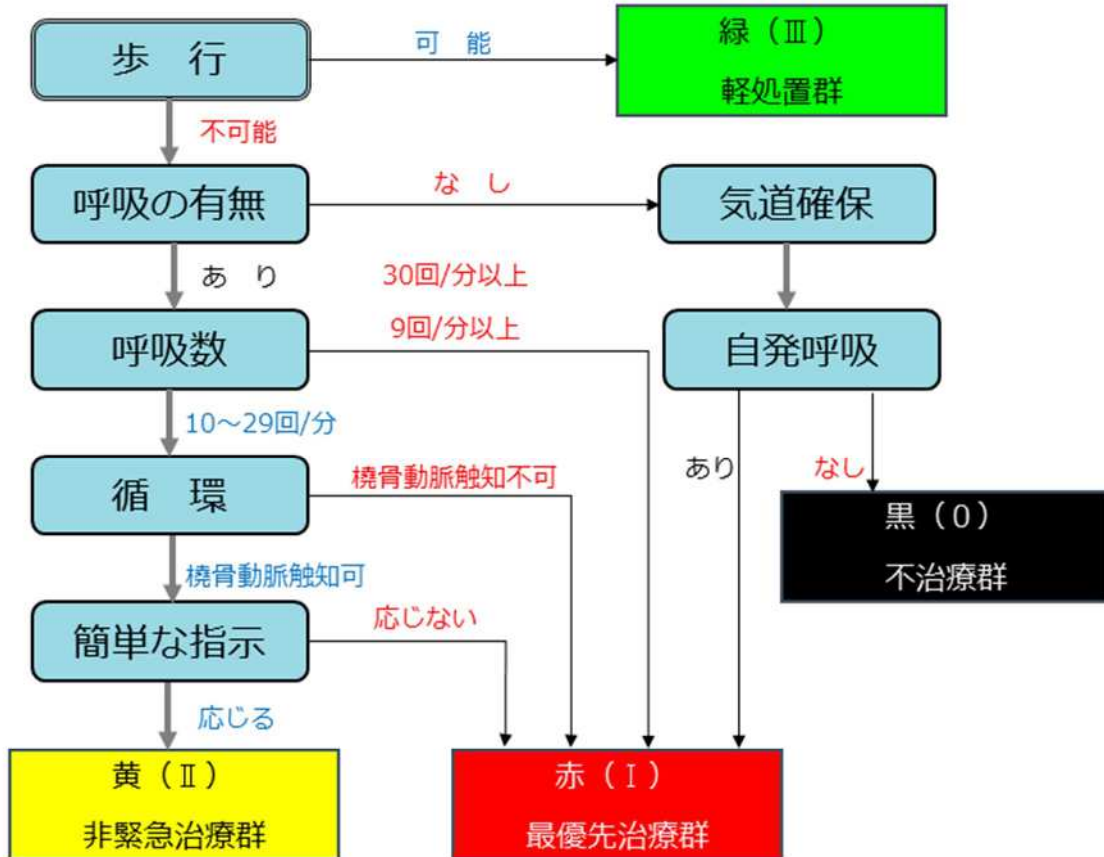


表1 トリアージの区分

順位	分類	識別色	傷病者の状態
第1 (I)	最優先治療群	赤 (I)	・直ちに処置を行えば救命可能
第2 (II)	非緊急治療群	黄 (II)	・多少処置が遅れても生命に危険がない ・バイタルサインが安定している
第3 (III)	軽処置群	緑 (III)	・軽微な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない
第4 (0)	不治療群	黒 (0)	・すでに死亡している または、明らかに救命不可能

表2 PAT法トリアージ(Pysiological and Anatomical Triage)

第1段階 生理学的評価

バイタル	所見
意識	JCS (Japan Coma Scale) 2桁以上 ※6ページ(表3参照)
気道	舌根沈下、気道閉塞
呼吸	呼吸音、胸郭挙上の左右差 呼吸数10未満・30以上 SpO2 90%以下
循環	橈骨動脈微弱 HR50未満 120以上 収縮期血圧 90未満 120以上
体温	35℃ 以下(腋窩)

第2段階 解剖学的評価

所見	
重症頭部外傷	気管損傷
フレイルチェスト	心タンポナーデ
緊張性気胸 血胸	腹腔内出血
骨盤骨折	両側大腿骨骨折
脊髄損傷	クラッシュシンドローム
四肢切断	15%以上の熱傷

※生理学的評価及び解剖学的評価で、所見があれば最優先治療群(赤)に分類する。

第3段階 受傷機転

受傷機転	
体幹部の挟圧	1肢以上、4時間以上の挟圧
爆発	高所からの墜落
異常温度環境	有毒ガス発生
汚染(放射性物質、生物剤、化学剤(NBC)による災害)	

第4段階 要配慮者

要配慮者	
小児	障がいのある方
高齢者	慢性基礎疾患のある傷病者
旅行者(外国人)	妊婦

※受傷機転及び災害時要支援者に該当する場合は、非緊急治療群(黄)に分類する。

表3 意識レベル(JCS:Japan Coma Scale)


覚醒の程度	分類	刺激に対する反応
<b>【0】</b>	<b>清明</b>	意識清明
<b>【Ⅰ桁】</b> 刺激しないでも 覚醒している状態	<b>1</b>	だいたい意識清明だが、今ひとつはっきりしない
	<b>2</b>	見当識障害がある (現在の時刻や場所、周囲の人を正しく認識できない)
	<b>3</b>	自分の名前、生年月日がいえない
<b>【Ⅱ桁】</b> 刺激すると覚醒する 状態(刺激をやめると 眠り込む)	<b>10</b>	普通の呼びかけで容易に開眼する  (※ 何らかの理由で開眼できない場合 合目的な運動(例えば、右手を握れ離せ)をする し、言葉も出るが間違いが多い)
	<b>20</b>	大きな声または身体をゆさぶることにより開眼する  (※何らかの理由で開眼できない場合 簡単な命令に応じる 例えば離握手)
	<b>30</b>	痛み刺激を加えつつ呼びかけを繰り返すと、かろうじて開眼する
<b>【Ⅲ桁】</b> 刺激をしても覚醒しない状態	<b>100</b>	痛み刺激に対し、払いのけるような動作をする
	<b>200</b>	痛み刺激で少し手足を動かす、顔をしかめる
	<b>300</b>	痛み刺激に反応しない
R : 不穏      I : 失禁      A : 自発性喪失		

【参考】意識レベル(GCS:Glasgow Coma Scale)

GCSは国際的な共通の意識レベルの評価基準で、3つの異なる側面(開眼反応、言語反応、運動反応)を評価することにより、患者の意識レベルをより詳細に把握できます。

1 開眼 (Eye Opening: <u>E</u> )	
4	自発的に開眼
3	呼びかけで開眼
2	痛み刺激で開眼
1	なし
2 発語 (Best Verbal Response: <u>V</u> )	
5	見当識あり
4	混乱した会話
3	不適當な言葉
2	理解不明の音声
1	なし
T	気管切開や気管挿管施行中の場合は発声ができないため、発語の項目には「T」と表記します。
3 運動機能 (Best Motor Response: <u>M</u> )	
6	命令に従う
5	痛み刺激部位に手足を持ってくる
4	逃避反応として手足を屈曲する
3	四肢異常屈曲(除皮質硬直肢位)
2	四肢伸展(除脳硬直肢位)
1	なし

合計点数	
15点	意識清明の状態
14点	軽症
9~13点	中等症
3~8点	重症な意識障害



合計点が  
低いほど  
**重症**

### 3 災害医療の7つのキーワード

災害医療の実践として大切なキーワードとして「CSCATTT」というものがあります。多数傷病者が発生する事故の際に医療に従事するものが対応するための戦術的な実践方法を示した言葉です。この活動マニュアルはこのキーワードを基本に作成しています。

組織体制	C	Command&Control	指揮命令系統・統制
	S	Safety	安全確保
	C	Communication	優先情報の確認・収集、意思疎通、情報伝達
	A	Assessment	評価・判断
医療支援	T	Triage	トリアージ
	T	Treatment	治療
	T	Transport	搬送

「C」…災害発生時の急性期に迅速な医療活動を行うためには、組織化された指揮命令系統の確立が混乱を防ぎ、組織間の相互協力体制を確立します。

「S」…安全に活動できないと判断される場合は、関係機関へ通報するとともに、安全が確保されるまで現場から避難します。

「C」…テレビ、ラジオ、スマホなどを活用し、現状の把握、医療関係者・警察・消防・救援機関との意思疎通・情報伝達に努めます。

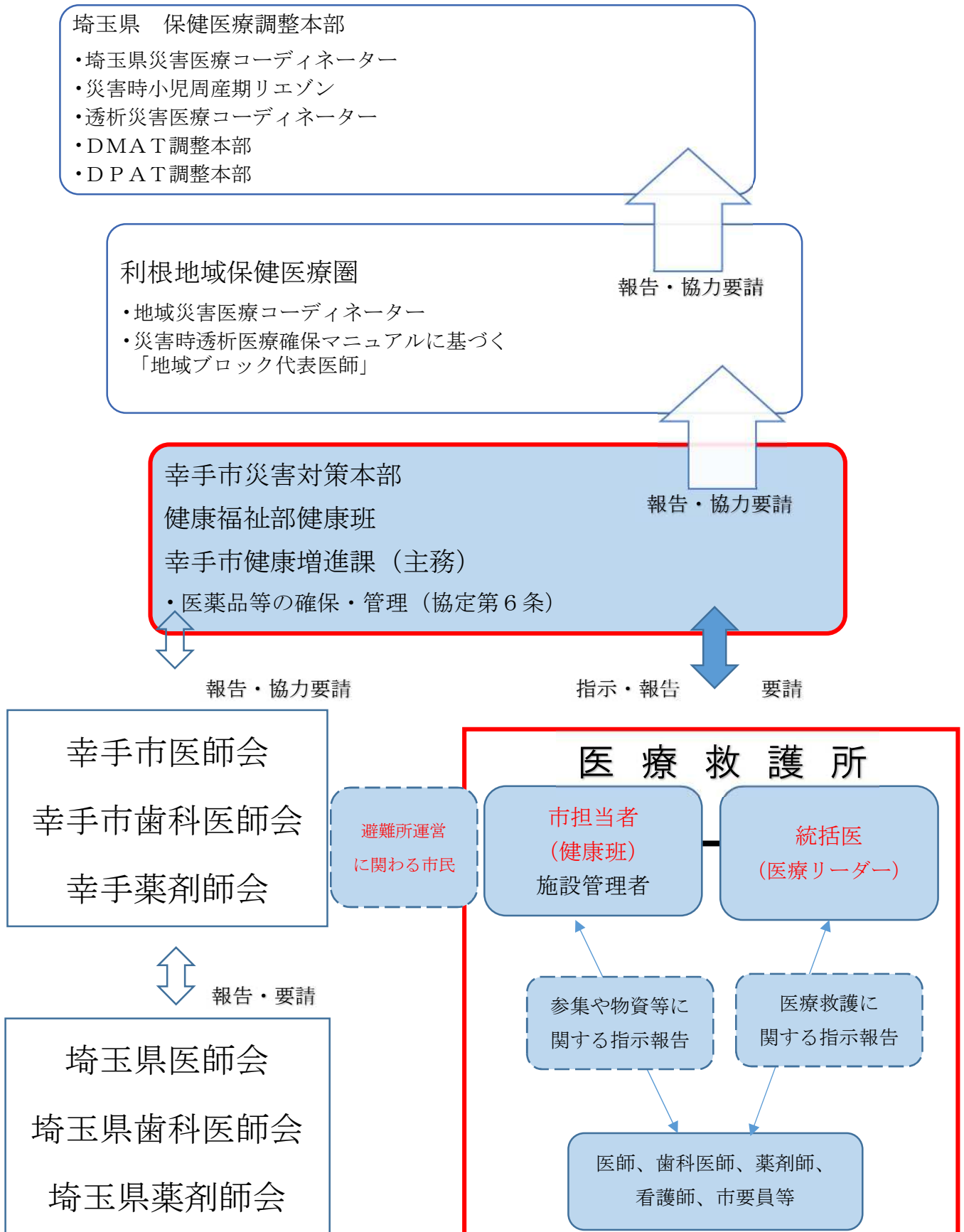
「A」…災害現場や現場救護所の状況、救護力や人的資源、医療資器材の備蓄状況などを判断します。

「T」…負傷者のトリアージを行い、応急処置の優先度（緊急度）や搬送順位を決定します。

「T」…トリアージで緊急度の高い傷病者から応急処置を行います。

「T」…搬送先医療機関の状況や収容能力等を考慮し、後方搬送・広域搬送を行います。

#### 4 医療救護活動の指揮命令系統図



## 第1章 医療救護所への出動要請及び参集

### 1 出動要請・参集

幸手市内において避難所（医療救護所）の開設が決定した場合、幸手市は各師会を通じて医療救護所を運営する医療職の出動を要請します。（幸手中学校、西中学校、東中学校）

#### 医療救護所

開設 順位	医療救護所	所在地	電話番号 ファクシミリ	防災無線 識別番号
1	幸手中学校	幸手市北一丁目7番4号	0480-42-0203 0480-42-0228	221
2	西中学校	幸手市大字下川崎387番地	0480-43-4611 0480-43-5290	223
3	東中学校	幸手市大字平須賀2912番地3	0480-48-0954 0480-48-0685	222

※被災状況や医療ニーズを総合的に判断し、優先順位をつけて段階的に医療救護所を開設します。

医師会から医師、看護師及び事務連絡員、歯科医師会から歯科医師、歯科衛生士、事務連絡員、薬剤師会から薬剤師及び事務連絡員がそれぞれ参集します。

要請に基づき、各師会本部を通じて参集指示があります。ご自身が勤務する診療所等には、行先（医療救護所等）を掲示するなどして参集します。

なお、参集にあたっては、自身の安全はもちろん、家族の安全確保に努めてください。

参集することが困難な場合には、各師会本部に連絡し対応方法について指示を仰いでください。

医療救護班員は、参集後、以下の名簿を作成します。

- ① 医療救護班（市職員）の参集簿（様式1）
- ② 医療救護班（三師会）の参集簿（様式2）

### 2 参集準備

参集にあたっては、活動しやすい服装で、最低限の食料などを持参します。

医療救護所で使用する医療機器類、薬剤や衛生資材の持ち出し準備をお願いします。

要員の交代やローテーションも行う予定です。

### 3 医療救護班の業務内容

- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ トリアージの実施
- ・ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ・ 軽症者に対する医療
- ・ カルテの作成
- ・ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ・ 助産救護
- ・ 死亡の確認
- ・ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

### 4 責任者の決定

市担当者（市職員）が医療救護班長となり運営の中心となりますが、医療救護活動の責任者は、医療救護班の統括医（医療リーダー）が担います。

統括医（医療リーダー）はトリアージ、応急処置、災害拠点病院等への転送など医療に関することの指示を行います。

各師会は、医療救護活動の指揮命令権者である統括医の指示がうまく伝わるよう各師会内でもそれぞれ担当者を決定します。

#### 〔統括医の役割〕

医療救護活動の指揮命令権者。主な役割は以下のとおりです。

- 各師会のリーダーと医療救護所内での活動内容について確認・調整する。
- 各持ち場に人員を割り振る。（第2章 「3 医療救護所の開設準備」の例を参照）
- 各師会のリーダーに災害対策本部からの情報を伝達する。
- 医療救護班の初日の24時間の交替勤務枠（8時間/1名当たり）を作る。また遅れて参集した医師を順次勤務枠に割付け、8時間勤務後にはその内容を次の統括医に業務引継ぎする。
- 他の各師会リーダーへも同様に交替シフトの作成を呼びかける。
- 医療救護班の参集状況や傷病者の来所状況によっては、自ら診療を行う。

#### 〔市職員の役割〕

医療救護所の責任者。主な役割は以下のとおりです。

- 発災時に施設管理者及び教育施設班と協力し医療救護所を開設する。
- 医療救護班員の参集者を確認し、市職員等の人員の割振りをする。
- 医療救護所については災害対策本部の開設決定を受けて開設する。
- 医療救護所の開設完了について、災害対策本部に報告する。（様式3）（様式4）
- 統括医と連携し、重症者の搬送等の調整を災害対策本部と行う。

○避難所および医療救護所の閉鎖について、災害対策本部と三師会とで協議する。

## 5 医療救護所の運営従事者

従事者	説明
市職員	医療救護班に指定された職員
市職員等（学校職員、施設職員等）	避難所となる学校、施設職員
医師会	医師会の医師
歯科医師会	歯科医師会の歯科医師
薬剤師会	薬剤師会の薬剤師
医療救護所医療従事スタッフ	市内に在住・在勤の看護師
避難所運営に関わる市民	避難所運営に関わる市民（避難者）

## 第2章 医療救護所開設

### 1 医療救護所の開設基準

(1) 大雨災害・河川氾濫（内水氾濫、浸水害、洪水害）

大雨及び河川氾濫の警戒レベル3以上による避難情報が発表され、市内

中学校に避難所開設が決定した場合。



※1 **警戒レベル2**で早期注意情報の内容により、自主避難者の避難が想定されます。

※2 **警戒レベル3による避難情報発表**で避難所開設を行う必要があります。

(2) 地震災害（地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶）

**震度 6 弱以上の地震が発生し、災害対策本部が設置されかつ市内中学**

**校に避難所開設が決定した場合**

## 2 施設の安全確認

避難所（医療救護所）の開設が決定した場合、学校関係者または教育施設班が解錠し、避難所及び医療救護所として使用可能か安全確認を行います。

2階以上の避難空間の確保が可能か、浸水した場合、長時間にわたって孤立することのないような場所をハザードマップや、キキクル等の情報で確認する。

## 3 医療救護所の開設準備

施設の安全確認が完了したならば、医療救護所開設の準備を開始します。医療救護所には、次の場所を設置します。

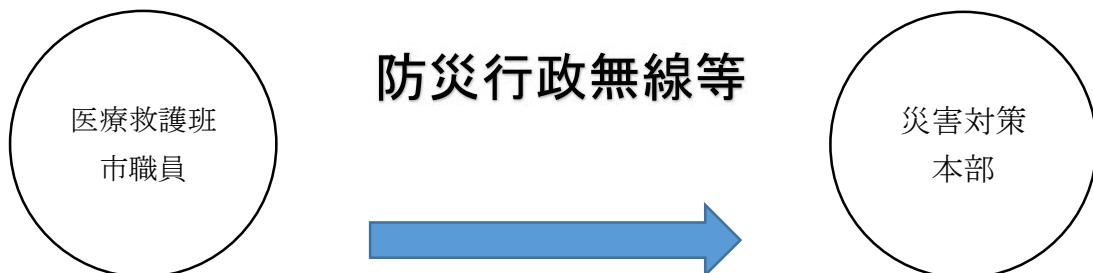
- (1) 傷病者振り分け場所
- (2) トリアージポスト
- (3) 軽症者処置場所
- (4) 重・中等症者処置場所
- (5) 調剤・投薬所
- (6) 医療救護所本部

医療救護班員は、ストレッチャや車椅子通行のスペースを確保するなど動線等にも配慮し、市職員等の設営に助言をします。薬剤師は、「調剤・投薬所」や「重中等症者処置場所」に配備します。

## 4 開設等の報告

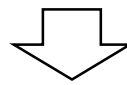
医療救護班員（市職員）は、医療救護所が開設したことを防災無線等により災害対策本部へ連絡します。その際、あわせて参集人員数、傷病者数なども連絡します。

（様式3）（様式4）



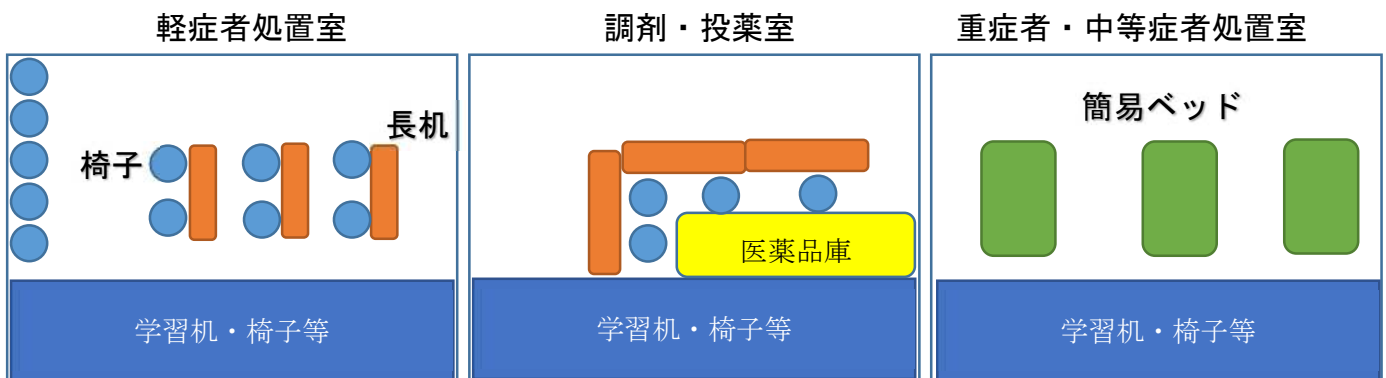
## 5 医療救護所開設の流れ

- ・ 警戒レベル3以上の避難情報が発表され、市内中学校に避難所開設が決定した場合
- ・ 震度6弱以上の地震が発生し、災害対策本部が設置され、かつ市内中学校に避難所開設が決定した場合



**医療救護班員（市職員、医療職等）が参集**

- 1 開設基準の確認（風水害、地震災害）
- 2 施設の安全確認
- 3 医療救護所の開設準備（医療救護所で使用する教室等例）



- 4 開設等の報告（参集人数及び傷病者数を併せて報告）

**医療救護所開設**



防災行政無線等



**災害対策本部**



## 第3章 医療救護活動

### 1 傷病者来所

埼玉県地震被害想定によると、茨城県南部地震（M7クラス）が起こった場合、幸手市内では、震度6強を観測し、人的被害は死者3名、負傷者84名、救助活動を行わなければ負傷程度が判明しない建物に起因する要救助者は12名が発生するとしています。およそ1割の重症者は、原則、高次医療機関で治療を行います。それ以外の患者は、医療救護所やその他の市内及び近隣市町の医療機関で対応しなければなりません。

想定する負傷者のすべてが、3つの医療救護所で対応すると仮定すると、医療救護所1か所当たり30名程度の傷病者の来所が予想されます。市職員等は、来所した避難者をケガの有無により避難場所または医療救護所へそれぞれ案内、誘導します。

### 2 傷病者の振分け

来所した傷病者を、市職員等を中心に軽症者と重症者等に振り分けます。振分けの基準は歩行の可否によります。歩行ができる軽症者については、トリアージポストへ案内します。歩行できない重症者等については、医療救護所に配備されている担架、あるいは肩を貸しながら、保健室などのトリアージポストに移送します。

#### ※透析患者への対応

医療救護所で透析患者を受け入れた場合、かかりつけ透析医療機関や次回の透析の予定等を聴取します。その後、災害対策本部が透析医療機関の受入状況を照会し、そこまでの通院手段について検討します。自力での通院が不可能な場合は、まず、かかりつけ透析医療機関や平常時に利用している搬送団体へ連絡してもらいます。通院手段が確保できない場合には、災害対策本部を通じて、通院手段を確保します。

### 3 トリアージ（START法及びPAT法）

START法は、単純かつ迅速に選定を行う方法で一次トリアージとも呼ばれ、傷病者の緊急度を判定し、ふるい分けを行うために用います。緊急度は赤：最優先治療群、黄：非緊急治療群、緑：軽処置群、黒：不治療群に選別します。

PAT法は二次トリアージで生理学的評価・解剖学的評価の2つの評価を行います。各評価において、該当項目があれば、赤：最優先治療群として取り扱います。また、受傷機転と災害時要支援者に該当項目があれば、黄：非緊急治療群とします。

軽症者においては、治療の優先順位付けや容態変化患者の発見、重症者等においては、災害拠点病院等へ搬送する順位を確定し、応急処置へと移ります。トリアージの担い手は、医師や看護師、歯科医師及び救急救命士をはじめとする医療職です。

<トリアージタグの記入について>

トリアージは、傷病者の症状の程度により、重症者から災害時医療機関へ搬送し治療を行うためのものです。2人1組となり、トリアージタグに、まずは次の事項を記入します。

① 氏名	傷病者から聴取
② 年齢	
③ 性別	
④ トリアージ日時	
⑤ トリアージ実施者氏名	

次にトリアージを実施し、次の事項を記入します。

⑥ トリアージ区分
⑦ トリアージ実施者(医師、救急救命士、その他) ※その他の場合は職種を併記する。

可能であれば、症状・傷病名や裏面の特記事項も記入します。  
変更がある場合は二重訂正線で、抹消することなく追記する。

そして、症状により次の色タグを点線から切り離します。

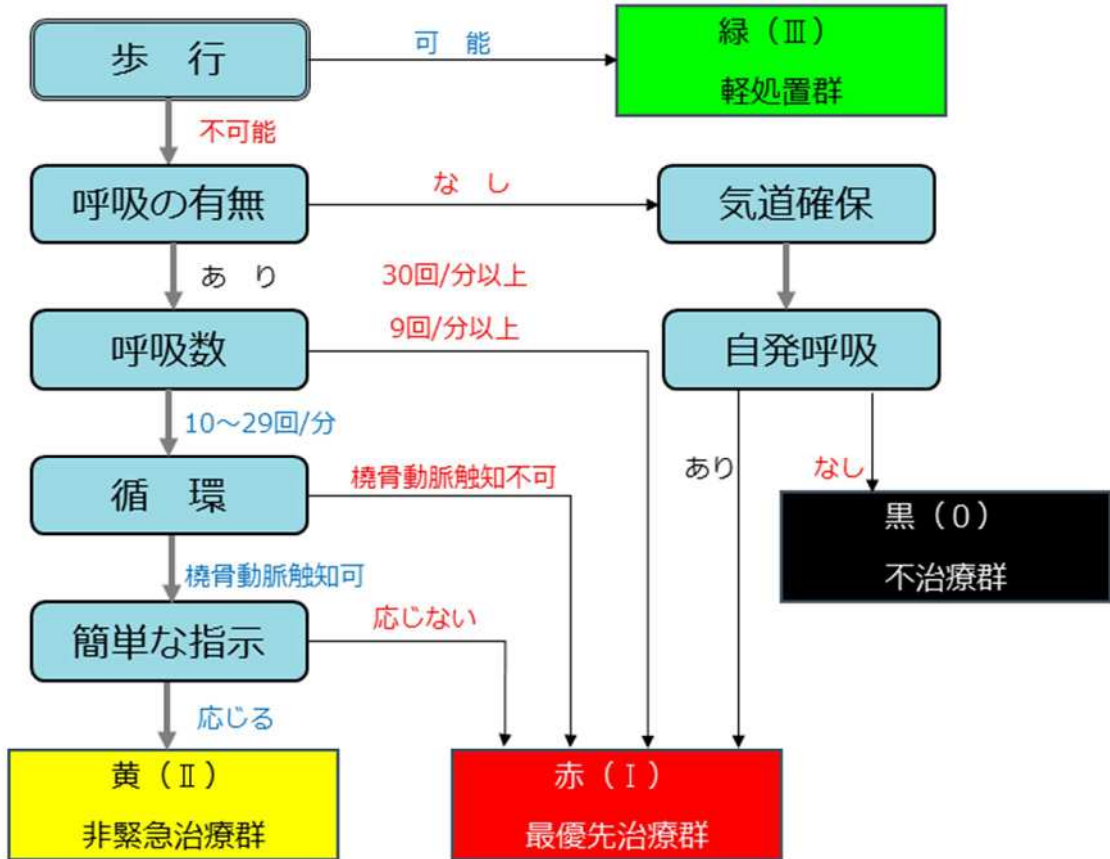
トリアージ区分	タグの色	
0 不治療群	黒	0
I 最優先治療群	赤	I
II 非緊急治療群	黄	II
III 軽処置群	緑	III

トリアージタグは原則として右手首につけます。この部分が負傷している場合には、左手首、右足首、左足首、首の順でつける部位を変えます。決して衣類や靴等にはつけないようにします。

トリアージタグは3枚つづりの複写式になっており、表面の1枚目(災害現場用)シートを切り離し、切り離した色タグとともにトリアージタグを管理する医療救護所本部(記録係)に渡します。(2枚目は輸送機関用、3枚目は収容医療機関用)

また、容態回復によりトリアージ区分に変更がある場合には、新たなトリアージタグを重ねて取り付け、再区分します。

START法トリアージ(Simple Triage and Rapid Treatment)(再掲)



トリアージ区分(再掲)

順位	分類	識別色	傷病者の状態
第1 (Ⅰ)	最優先治療群	赤 (Ⅰ)	・直ちに処置を行えば救命可能
第2 (Ⅱ)	非緊急治療群	黄 (Ⅱ)	・多少処置が遅れても生命に危険がない ・バイタルサインズが安定している
第3 (Ⅲ)	軽処置群	緑 (Ⅲ)	・軽微な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない
第4 (Ⅳ)	不治療群	黒 (Ⅳ)	・すでに死亡している または、明らかに救命不可能

PAT法トリアージ(Psychological and Anatomical Triage) (再掲)

第1段階 生理学的評価

バイタル	所見
意識	JCS (Japan Coma Scale) 2桁以上
気道	舌根沈下、気道閉塞
呼吸	呼吸音、胸郭挙上の左右差 呼吸数 10未満・30以上 SpO2 90%以下
循環	橈骨動脈微弱 HR 50未満 120以上 収縮期血圧 90未満 120以上
体温	35℃ 以下 (腋窩)

第2段階 解剖学的評価

所見	
重症頭部外傷	気管損傷
フレイルチェスト	心タンポナーデ
緊張性気胸 血胸	腹腔内出血
骨盤骨折	両側大腿骨骨折
脊髄損傷	クラッシュシンドローム
四肢切断	15%以上の熱傷

※生理学的評価及び解剖学的評価で、所見があれば最優先治療群 (赤) に分類する。

第3段階 受傷機転

受傷機転	
体幹部の挟圧	1肢以上、4時間以上の挟圧
爆発	高所からの墜落
異常温度環境	有毒ガス発生
汚染 (放射性物質、生物剤、化学剤 (NBC) による災害)	

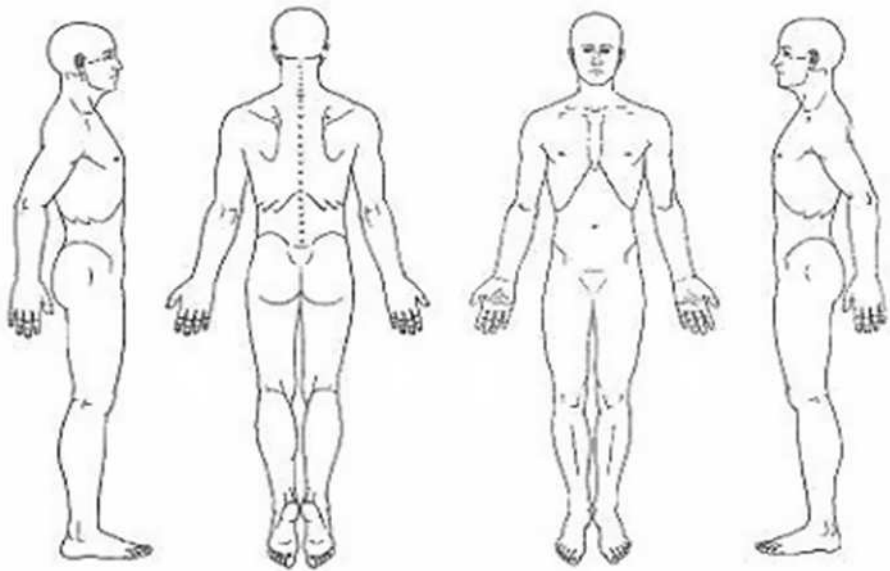
第4段階 要配慮者

要配慮者	
小児	障がいのある方
高齢者	慢性基礎疾患のある傷病者
旅行者 (外国人)	妊婦

※受傷機転及び災害時要支援者に該当する場合は、非緊急治療群 (黄) に分類する。



## トリアージタグ（裏）

バイタルサイン	
意識 レベル (JCS)	I (1・2・3)    II (10・20・30)    III (100・200・300) (R:不穩    I:失禁    A:自発性喪失)
呼吸	回/分    呼吸困難    左右差あり (右一・左一)
脈拍	回/分    総頸・橈骨・大腿 (強い・弱い)
皮膚	色(蒼白・普通)    温度(冷・普通・温)    状態(湿潤・普通)
血圧	/    mmHg    リフィリングタイム 2秒以上・2秒未満
	
0	
I	
II	
III	

#### 4 軽症者手当／調剤・投薬

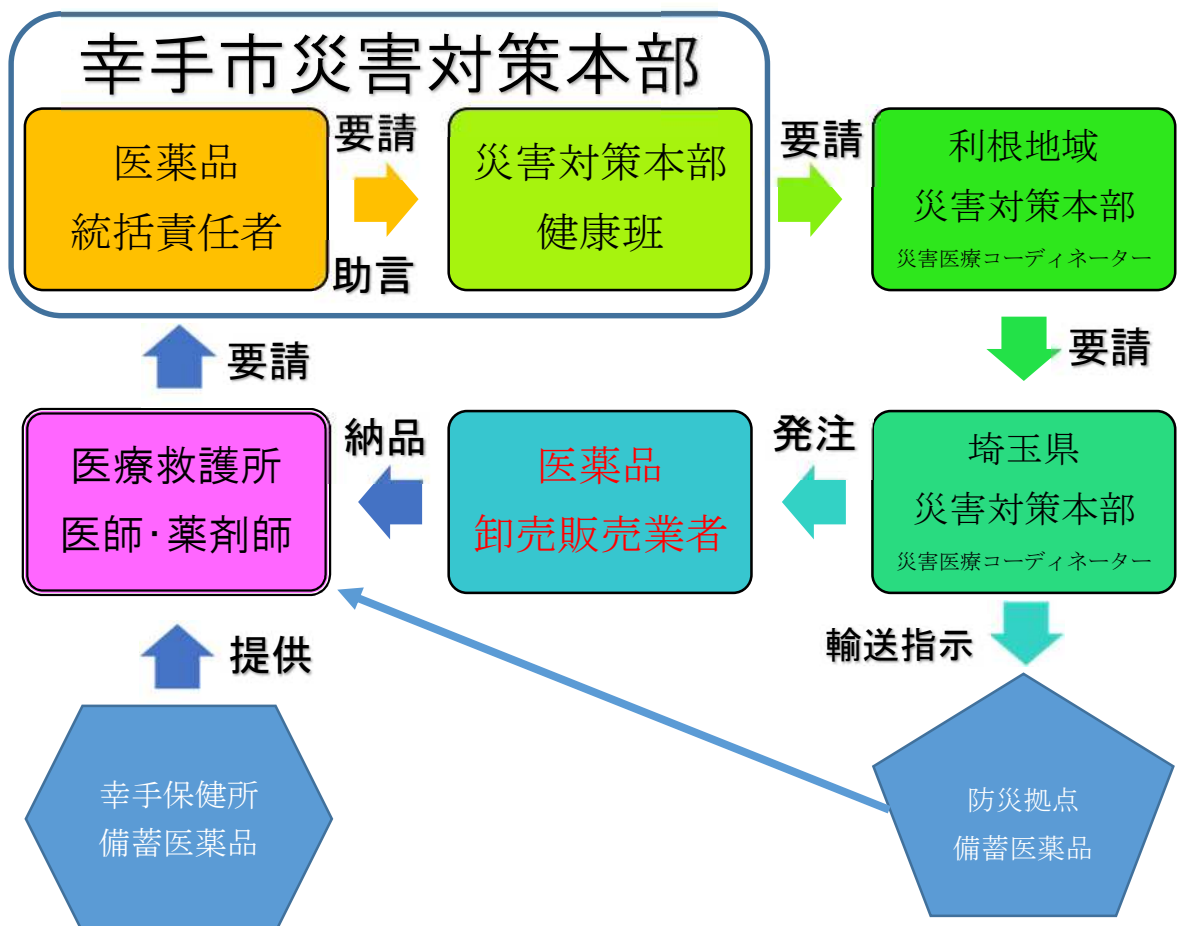
##### (1) 軽症者手当

トリアージの結果、軽症（緑色）と判断された方に対して、医師の指示のもと三師会要員が中心となって応急手当を行います。応急手当を行う際には、トリアージタグの記入に加えて、災害用カルテにも同時に記入します。（様式5）

医療救護所（健康班）の市職員は、軽症者一覧（様式7）の作成を行います。

(2) 薬剤師は災害用処方せん（様式6）に基づき、調剤・投薬を行います。医療救護所の活動を行うための医薬品が不足した場合は、災害対策本部へ補充要請を行います。

災害対策本部には、薬剤師会長が参集し、医薬品調達に関して埼玉県地域災害医療コーディネーターと調整をします。その後、医薬品卸売販売業者に発注し、直接、医療救護所に医薬品等を納品します。医療救護所の薬剤師は補充された医薬品を受け入れたのち、医薬品の管理等を引き続き行います。



## 5 重症者等処置／搬送

- (1) 傷病者の振分けで歩行ができなかった傷病者については、トリアージ、応急手当を経て、災害拠点病院等の高次医療機関へ搬送します。

### 【トリアージ】

重症者（赤色）、中等症者（黄色）と判断された方々の災害時医療機関への搬送順位を、重症度や専門治療の必要性により決定します。



### 【災害拠点病院等への受入れ要請】

医療救護班長は、通信担当を通じて災害対策本部に対して、重症者や中等症者の受入れ調整や搬送手段の確保を要請します。



### 【搬送】

担架、ストレッチャまたは車両を活用し搬送します。医療救護所職員、施設関係者、また、民間救急事業者の協力を得ながら行います。



### 【名簿作成】

重症者（赤色）、中等症者（黄色）の名簿（様式8）を医療救護所本部において作成し、誰がどこの医療機関へ搬送されたのかをトリアージタグの1枚目（災害現場用）や搬送者カード（様式9）を用いて記録します。



### 【被災域外への患者移送】

市内及び近隣市町の医療機関で受入が困難な場合は、災害対策本部での被災域外医療機関への移送（広域搬送）を要請します。

- (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

医療救護所の対応が現状のスタッフでは十分にできない場合、医療救護班長または統括医は、災害対策本部に応援の要請を行います。

## 6 医療救護所（記録係）運営

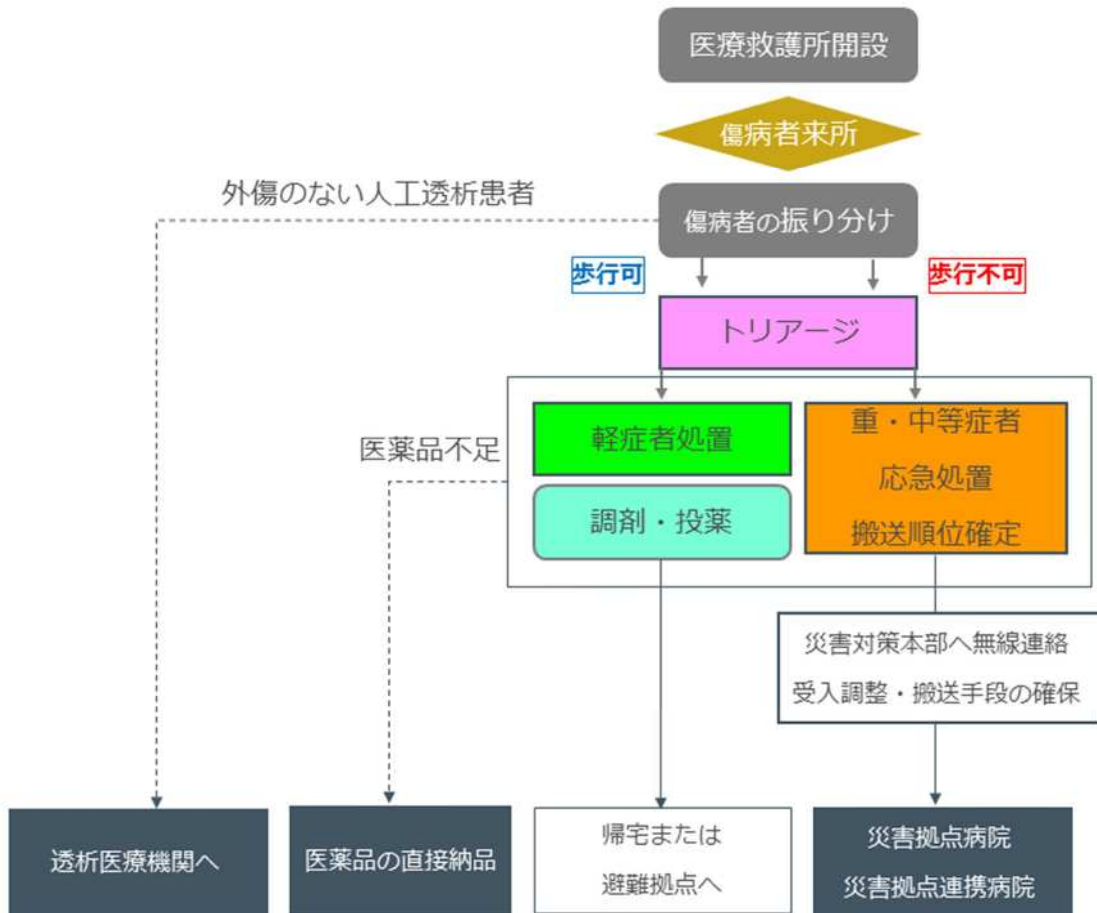
医療救護所の主な従事者は、市職員等です。まず、ホワイトボード等記入や貼付ができるものを用意します。担当業務は以下の通りです。

- (1) 用意したホワイトボード等に時系列（クロノロジー）で出来事を記入していきます。

(作成例)		ホワイトボード		
時 間	発 信	受 信	内 容	備 考
8 : 0 0			発災 震度6強	
1 0 : 0 0	班長	災対本部	医療救護所開設報告	市6名、医療職4名

- (2) トリアージの際に、剥がし取られるトリアージタグの1枚目（災害現場用）の内容を傷病者受付一覧（様式7、様式8）に転記し、傷病者の受付と把握をします。転記が終了したトリアージタグの1枚目は、ホワイトボード等に貼付します。
- (3) 手当が完了した後、軽症者はトリアージタグ本体と、また重中等症者は搬送者カード（様式9）と、それぞれ転記した傷病者受付一覧を照合し、一覧の消込みをします。それにより、傷病者の手当の状況を把握します。
- (4) 消込みが完了したら、貼付されたトリアージタグの1枚目とトリアージタグ本体または搬送者カードをひとまとめにして保管します。

## 7 医療救護所における活動の流れ

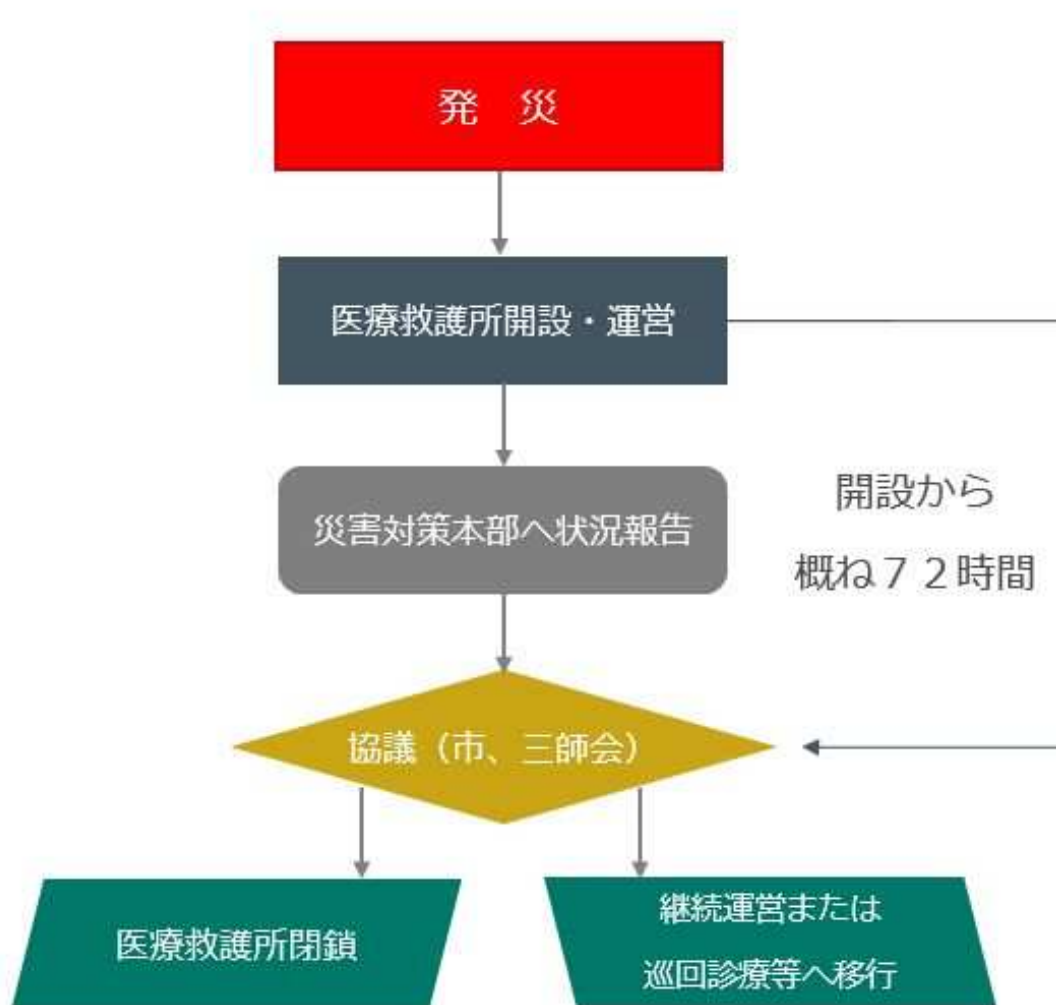


## 第4章 医療救護所閉鎖

### 1 医療救護所の閉鎖

医療救護所は開設から概ね72時間開設されます。その後、災害対策本部の指示に従い、医療救護所は閉鎖します。しかし、市が三師会等と協議し、必要と判断した場合は、被害の大きな地域の医療救護所にスタッフや医薬品等を集約するなど再編成して継続します。その際、開設から72時間以降の活動（避難所等に避難している方々の巡回診療や健康相談を行う場合も含む）に関しては、市が災害時の医療救護活動についての協定にもとづき三師会と協議し要員の派遣要請を再度行います。

医療救護所閉鎖の判断を行うため、「医療機関等情報支援システム」(G-MIS)の閲覧を行うとともに、傷病者へは「医療情報ネット(ナビイ)」の周知を行い、再開した近隣の医療機関(病院、医院、歯科医院、薬局、接骨院)に案内します。



第5章 時系列活動表（フェーズ1～3）

三師会の時系列活動表（フェーズ1）

フェーズ	医師会	歯科医師会	薬剤師会	備考
<p>1 発災直後から参集まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定場所へ参集および本部への報告</li> <li>・医療救護所の開設</li> <li>・医師会会長の災害対策本部への参集</li> <li>・医療救護班の統括医（医療リーダー）を選任</li> <li>・治療器材の確認</li> </ul> <p>※複数医師がいる場合は統括医を選任する。 一人医師の場合はそのまま統括医になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定場所へ参集および本部への報告</li> <li>・医療救護所の開設</li> <li>・歯科医師会会長の災害対策本部への参集</li> <li>・リーダー選出と役割決め</li> <li>・治療器材の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定場所へ参集および本部への報告</li> <li>・医療救護所の開設</li> <li>・薬剤師会会長の災害対策本部への参集</li> <li>・リーダー選出と役割決め</li> <li>・医薬品の確認</li> </ul>	<p>◆第2章1「開設基準」により災害対策本部及び医療救護所に参集する。</p> <p>◆参集した医療救護班員は、様式1 医療救護班員（健康班）参集簿に記入する。</p> <p>様式2 医療救護班員（三師会）参集簿に記入する。</p> <p>◆各師会は72時間の救護体制が維持できるように、交代勤務の要員を調整する。</p>

三師会の時系列活動表(フェーズ2)

フェーズ	医師会	歯科医師会	薬剤師会	備考
2 超急性期 (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所の運営</li> <li>・トリアージの実施</li> <li>・傷病者の応急処置</li> <li>・傷病者の搬送順位確定と搬送指示</li> <li>・死亡の確認</li> <li>・医療救護所の必要に応じた運営体制の見直し(増員や勤務交代等)が必要と判断した場合、統括医は救護班(市職員)へ対本部への調整を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所の運営</li> <li>・トリアージの実施</li> <li>・口腔内以外の簡易な応急処置</li> <li>・歯科治療を要する傷病者の応急処置</li> <li>・検視・検案の法歯学上協力</li> <li>・医療救護所の必要に応じた運営体制の見直し(増員や勤務交代等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所の運営</li> <li>・トリアージの実施</li> <li>・軽症者の応急処置</li> <li>・傷病者に対する調剤・服薬指導</li> <li>・医薬品の供給(市を通じて薬業協同組合、医薬品卸売販売業者に不足した医薬品の調達を依頼する)</li> <li>・医薬品の仕分けと管理</li> <li>・医療救護所の必要に応じた運営体制の見直し(増員や勤務交代等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療救護班の班長(市職員)が救護所の管理責任者となる。</li> <li>◆医療上の運営は、統括医(医療リーダー)が責任者となる。</li> <li>◆災害対策本部は、収集した情報を基に三師会の助言を踏まえ医療救護方針を決定する。</li> <li>◆各情報災害対策本部に報告するとともに、医療救護所、三師会、災害時医療機関等に伝達する。</li> <li>◆医療救護所等からの応援要請や傷病者の収容・搬送を調整する。</li> <li>◆災害対策本部は医療ボランティアの受付や救護所等への派遣を調整する。</li> <li>◆市外の災害派遣医療チームを要請する。</li> </ul>

三師会の時系列活動表(フェーズ3)

フェーズ	医師会	歯科医師会	薬剤師会	備考
3 急性期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班の再編成または解散</li> <li>・避難拠点等における巡回診療や定点診療、健康相談等の実施</li> <li>・治療が必要な人には再開した近隣の医療機関を併せて紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班の再編成または解散</li> <li>・避難拠点等における巡回診療や定点診療(歯科治療・衛生指導)、健康相談等の実施</li> <li>・診療が必要な人には再開した近隣の歯科医院を併せて紹介・検視・検案の法歯学上協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班の再編成または解散</li> <li>・避難拠点等における巡回診療や定点診療健康相談等の実施</li> <li>・必要な人には再開した近隣の薬局を併せて紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時の医療救護所への三師会からの派遣は72時間で一旦終了する。</li> <li>◆72 時間以降の対策が必要な場合は、市と三師会等とで協議をする。</li> <li>◆災害対策本部は、収集した情報を基に三師会の助言を踏まえ医療救護方針を定める。</li> </ul>

三師会の時系列活動表(その他)

	医師会	歯科医師会	薬剤師会	備考
その他	<p>[高次医療機関との連携]                      ・災害拠点病院、災害時連携病院との連携を図り、重症者の搬送に支障を来さないよう努める。</p> <p>[広域搬送]                      ・広域搬送が必要な傷病者については、市災害対策本部に要請し、へり搬送等を考慮する。</p>	<p>[避難拠点・福祉避難所における活動]                      ・市の保健師等で編成する保健班が避難所等の歯科情報を把握し、歯科医師会に診療の要請。歯科医療救護班は歯科診療にあたる。</p> <p>[身元確認への協力]                      ・遺体安置所となる体育館等に身元不明遺体が発生した場合、身元確認班は埼玉県警の指示のもと検視の確認作業に協力を</p>	<p>[医薬品の調達の流れ]                      医薬品統括責任者の判断のもと                      第一要請先: 薬剤師会                      第二要請先: 医薬品卸売販売業者                      第三要請先: 埼玉県</p> <p>[医薬品の搬送体制]                      医療救護所等に搬送する場合は、緊急通行車両等の車両を使い搬送物理的に通行不能の場合は、災害対策本部に要請</p>	<p>◆各師会は、72 時間の救護体制が維持できるように、交代勤務の要員を調整する。</p>

## 第6章 資料編

### 1 連絡先一覧

#### (1) 市・三師会

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	幸手市くらし防災課（第2庁舎1階）	幸手市東 4-6-8	0480-43-1111
2	幸手市健康増進課（ウェルス幸手1階）	幸手市大字天神島 1030-1	0480-42-8421
3	幸手市医師会（北葛北部医師会内）	幸手市幸手 2262	0480-42-4488
4	幸手市歯科医師会	幸手市戸島 333 幸手市中 3-14-4	0480-48-2613 0480-42-0270
5	幸手薬剤師会	幸手市南 2-2-16	0480-40-3133

## (2) 幸手保健所管内 救急病院・救急診療所一覧

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
2	東鷲宮病院	久喜市桜田 2-6-5	0480-58-2468
3	新井病院	久喜市久喜中央 2-2-28	0480-21-0070
4	蓮江病院	久喜市本町 1-7-12	0480-21-0061
5	医療法人土屋小児病院	久喜市久喜中央 3-1-10	0480-21-0766
6	久喜すずのき病院	久喜市北青柳 1366-1	0480-23-6540
7	医療法人社団彩優会 栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6	0480-53-8686
8	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜 4147	048-768-1161
9	蓮田病院	蓮田市根金 1662-1	048-766-8111
10	医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	蓮田市本町 3-17	048-764-6411
11	医療法人社団心の絆 蓮田よつば病院	蓮田市馬込 2163	048-765-7777
12	医療法人慈光会 東武丸山病院	幸手市南 2-2-13	0480-42-0710
13	牛村病院	幸手市中 5-4-51	0480-42-0025
14	医療法人幸仁会 堀中病院	幸手市東 3-1-5	0480-42-2081
15	社会医療法人ジャパンメディカル アライアンス東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311
16	医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12	0480-93-0661
17	医療法人双鳳会 山王クリニック	白岡市寺塚 123-1	0480-93-0311
18	医療法人ひかり会 パーク病院	白岡市千駄野 1086-1	0480-91-6200
19	医療法人社団白桜会 新しらおか病院	白岡市上野田 1267-1	0480-90-5550
20	医療法人今井病院	杉戸町杉戸 3-11-1	0480-32-0065
21	久喜メディカルクリニック	久喜市下早見 1183-1	0480-25-6555
22	しらすきクリニック	久喜市久喜新 1180-1	0480-22-9900

(3) 幸手市内 病院・診療所一覧

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	フルヤ眼科医院	幸手市中 1-6-28	0480-42-7665
2	東医院	幸手市中 3-8-10	0480-42-0409
3	いわさきハートクリニック	幸手市南 3-12-7	0480-44-3810
4	さくら整形外科	幸手市上高野 250-6	0480-42-0878
5	ふかさく眼科	幸手市幸手 5262-7	0480-47-0556
6	のうみクリニック	幸手市幸手 5264-1	0480-42-7233
7	いいじまクリニック	幸手市幸手 2061-2	0480-40-5100
8	むさしのメディカルクリニック	幸手市幸手 2807	0480-40-6001
9	益山クリニック(人工透析)	幸手市北 3-1-3	0480-40-5511
10	石塚医院	幸手市北 3-10-20	0480-43-7777
11	ワイズレディスクリニック	幸手市上高野 1978	0480-44-0555
12	高梨クリニック	幸手市下川崎 33-1	0480-43-5522
13	遠藤医院	幸手市中 3-5-14	0480-42-0411
14	のぐち内科呼吸器内科クリニック	幸手市南 2-4-9	0480-42-0123
15	香日向クリニック	幸手市中川崎 739-3	0480-44-3001
16	斎藤医院	幸手市中 1-13-31	0480-42-9858
17	さって西クリニック	幸手市千塚字野中 64	0480-43-8111
18	久我クリニック	幸手市中 5-9-17	0480-40-3105
19	のぶクリニック	幸手市栄 3-5-102	0480-42-5126
20	大空こどもクリニック	幸手市幸手 151-1	0480-44-1155
21	堀中病院	幸手市東 3-1-5	0480-42-2081
22	牛村病院	幸手市中 5-4-51	0480-42-0025
23	東武丸山病院	幸手市南 2-2-13	0480-42-0710
24	東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311
25	幸手クリニック(人工透析)	幸手市上高野 2077	0480-44-0500

(4) 幸手市歯科医師会医療機関一覧

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	新井歯科医院	幸手市戸島 333	0480-48-2613
2	出井歯科医院	幸手市中川崎 169-3	0480-42-0902
3	岩上歯科医院	幸手市幸手 2000	0480-43-3839
4	梅本歯科医院	幸手市中 4-16-13	0480-43-6200
5	遠藤歯科医院	幸手市上高野 1940-1	0480-43-5288
6	大宮歯科医院	幸手市中 1-4-5	0480-43-0485
7	柿沼デンタルクリニック	幸手市中 3-2-11	0480-42-0579
8	グリーン歯科医院	幸手市中 1-1-33	0480-44-1750
9	小林歯科医院	幸手市東 4-28-7	0480-42-8181
10	小森谷歯科医院	幸手市南 1-4-17	0480-43-0888
11	昆歯科医院	幸手市円藤内 135-1	0480-42-7480
12	佐伯歯科クリニック	幸手市中 2-13-21	0480-44-1818
13	さくら矯正歯科	幸手市中 3-14-4 2F	0480-43-1553
14	高柳歯科医院	幸手市中 3-14-4	0480-42-0270
15	玉木歯科医院	幸手市中 2-2-13	0480-42-8885
16	戸川歯科医院	幸手市北 2-20-5	0480-42-7452
17	那須歯科医院	幸手市緑台 1-18-15	0480-43-4570
18	堀中歯科医院	幸手市北 2-7-21	0480-44-0916
19	みつば歯科エムズタウン幸手	幸手市上高野 812 エムズタウン幸手南館	0480-40-3283
20	宮田歯科医院	幸手市千塚 981-3	0480-43-6333
21	れおデンタルクリニック	幸手市北 2-5-20 ベルク幸手北店内	0480-42-1133
22	まついし歯科	幸手市松石 249	0480-53-4158

(5) 幸手薬剤師会薬局一覧

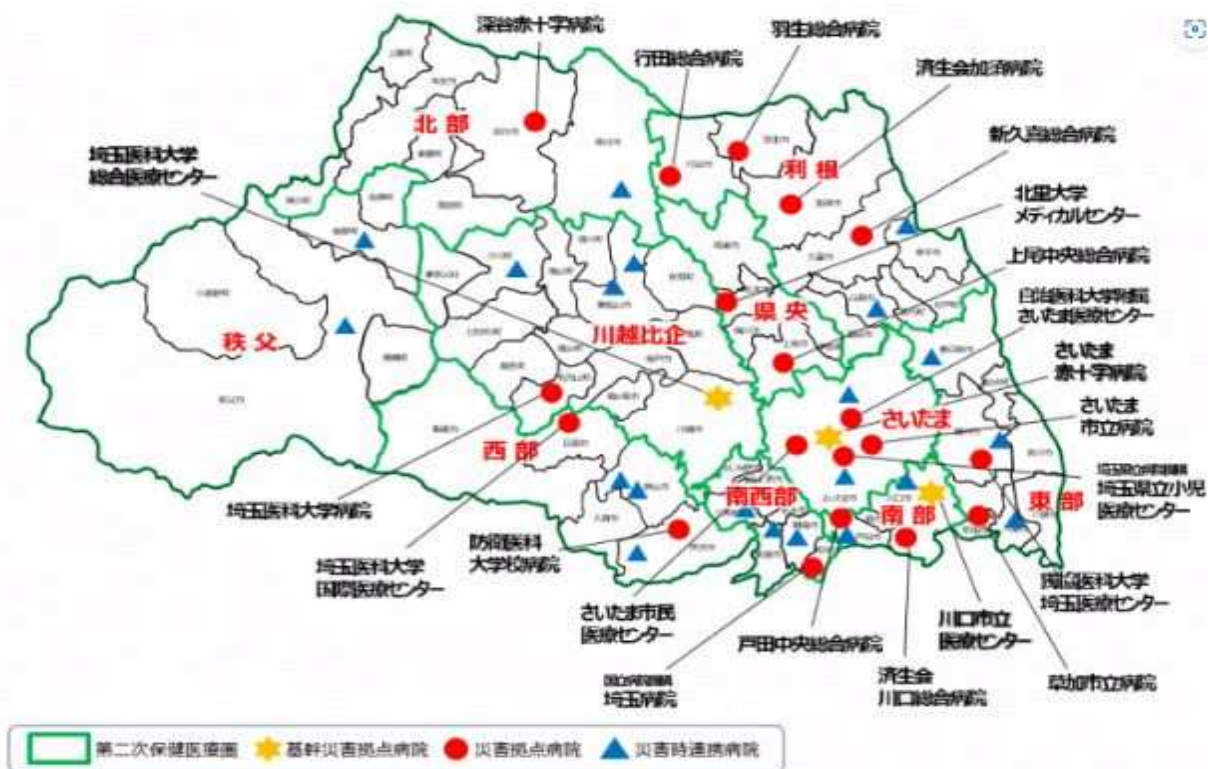
No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	さくらんぼ薬局	幸手市幸手 5262-4	0480-40-6030
2	クオール薬局 幸手中央店	幸手市幸手 2060-5	0480-40-5343
3	みすず薬局	幸手市中川崎 756-8	0480-44-0202
4	やまと薬局	幸手市中 5-12-7	0480-42-1902
5	やまと薬局 千塚支店	幸手市下川崎千塚前 71-3	0480-42-4025
6	クリニカ薬局	幸手市中 5-8-26	0480-44-1301
7	(有) 中野薬局	幸手市中 3-3-15	0480-42-0904
8	(有) 幸手薬局	幸手市中 3-3-3	0480-42-0305
9	関薬局	幸手市東 3-1-1	0480-43-8865
10	遠藤薬局	幸手市北 1-9-30	0480-42-0012
11	遠藤薬局 幸手団地店	幸手市栄 3-3-105	0480-42-5307
12	エンドー薬局 中店	幸手市中 3-4-17	0480-40-6311
13	さくら薬局 幸手中店	幸手市中 5-2-3	0480-40-3071
14	クオール薬局幸手西口店	幸手市南 3-11-18	0480-40-3180
15	オレンジ薬局	幸手市幸手 151-3	0480-40-4485
16	ブレーメン薬局	幸手市幸手 2800-1	0480-40-6505
17	ユニスマイル薬局幸手南店	幸手市南 2-6-11	0480-40-1133
18	下川崎薬局	幸手市下川崎 44-11	0480-44-9230
19	クオール薬局幸手南店	幸手市南 2-2-16	0480-40-3133
20	ウエルシア薬局幸手東店	幸手市東 4-8-2	0480-40-3674
21	セキ薬局幸手北店	幸手市北 2-20-6	0480-40-3200
22	アイン薬局東埼玉店	幸手市吉野 517-5	0480-43-1251
23	セキ薬局幸手店	幸手市東 2-1-29	0480-53-3477
24	クスリのアオキ幸手北店	幸手市北 1-1-35	0480-38-6831

(6) 埼玉県内災害拠点病院・救急救命センター一覧

No.	災害 拠点 病院	救急 救命 センター	名 称	所 在 地	電話番号
1	基幹	○	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048-287-2525
2	地域	○	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
3	基幹	○ 小児	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981	049-228-3400
4	地域		北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
5	地域	○	埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
6	地域	○	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
7	基幹	○	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
8	地域	○	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
9	地域	○	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
10	地域	○	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
11	地域		埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
12	地域	○	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1	042-984-4111
13	地域		社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田 376	048-552-1111
14	地域		新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
15	地域	○	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
16	地域		草加市立病院	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
17	地域		埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
18	地域		さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
19	地域		上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
20	地域		羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000

No.	災害拠点病院	救急救命センター	名称	所在地	電話番号
21	地域	小児	地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
22	地域		戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

埼玉県内災害拠点病院・救急救命センター位置図



## (7) 防災関係機関連絡先一覧

### 消防機関

No.	名 称	電話番号
1	埼玉東部消防組合消防局	0480-21-0119
2	幸手消防署	0480-42-9119
3	西救急ステーション	0480-43-6966

### 埼玉県及び市機関

No.	名 称	電話番号
1	危機管理防災部危機管理課	048-830-8121
2	危機管理防災部危機管理課 夜間連絡先（当直室）	048-830-8111
3	危機管理防災部消防課	048-830-8151
4	幸手警察署	0480-42-0110
5	久喜警察署	0480-24-0110
6	幸手保健所	0480-42-1101
7	利根地域振興センター	048-555-1110
8	春日部農林振興センター	048-737-2134
9	中央家畜保健衛生所	048-663-3071
10	杉戸県土整備事務所	0480-34-2381
11	東部教育事務所	048-737-2727

### 指定地方行政機関

No.	名 称	電話番号
1	農林水産省関東農政局 企画調整室	048-740-0304
2	関東運輸局埼玉運輸支局	048-624-1835
3	熊谷地方气象台 防災担当	048-521-5858
4	厚生労働省埼玉労働局 春日部労働基準監督署	048-735-5471
5	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	048-669-1200
6	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	0480-52-3952
7	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	04-7125-7311

### 自衛隊

No.	名 称	電話番号
1	陸上自衛隊第 32 普通科連隊	048-663-4241

## 医療救護班員（市職員） 参集簿

医療救護所

	氏 名	所 属	参集時間	特記事項
1			:	
2			:	
3			:	
4			:	
5			:	
6			:	
7			:	
8			:	
9			:	
10			:	

## 医療救護班員（三師会）参集簿

医療救護所

	氏名	所属	参集時間	特記事項
1			:	
2			:	
3			:	
4			:	
5			:	
6			:	
7			:	
8			:	
9			:	
10			:	

## 被害状況等報告書

幸手市災害対策本部 へ

報告日時	年 月 日 時 分
医療救護所名	医療救護所
報告者氏名	

### 1 施設の被害状況

施設の状況	倒壊 ・ 一部倒壊 ・ 被害なし
医療救護所の使用可否	可 ・ 不可
医療救護所の開設	済 ・ 未済
使用できるライフライン	電気 ・ 水道 ・ その他 ( )
使用可能な情報設備	電話 ・ 防災無線 ・ 電子メール (PC) ・ 他

### 2 人的被害 ( 時現在の傷病者の状況)

#### (1) トリアージの実施状況

済	未済	計
人	人	人

#### (2) トリアージ実施済者の内訳

重症 (赤)	中等症 (黄)	軽症 (緑)	死亡 (黒)
人	人	人	人

### 3 参集状況

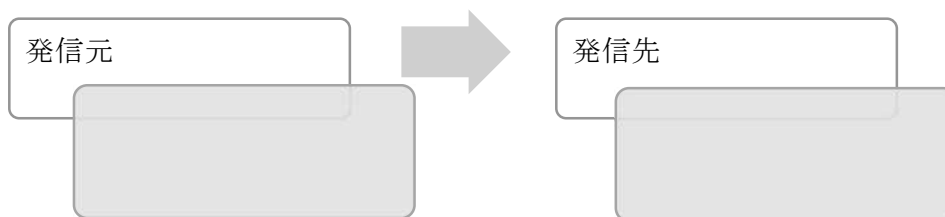
医療救護所 要員	学校職員	医療救護班	歯科医療 救護班	薬剤師班	登録看護師
人	人	人	人	人	人

### 4 不足物資・応援等の要望

--

### 5 その他報告事項 (備考欄)

--



通 信 記 録 票

発信日時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分	
通信方法	電話 災害用伝言ダイヤル 電子メール FAX 防災無線	
	その他	
記録作成者	所 属	
	氏 名	
要 望		
課 題		
意見・報告		















※この災害用処方せんは医療救護所内の調剤所用です

# 災害用処方せん

医療救護所の名称

〇〇中学校

所属する医療機関名称

〇〇〇病院

処方医師氏名

患者	氏名				男・女
	明・大・昭・平・令 年 月 日生				
交付年月日		年 月 日			
処方					
備考	投与日数／1日・2日・3日・4日／				
調剤済年月日	年 月 日			調剤した薬剤師氏名	
薬剤師の所属する組織の名称及び連絡先					

\_\_\_\_中学校 医療救護所 軽症者一覧

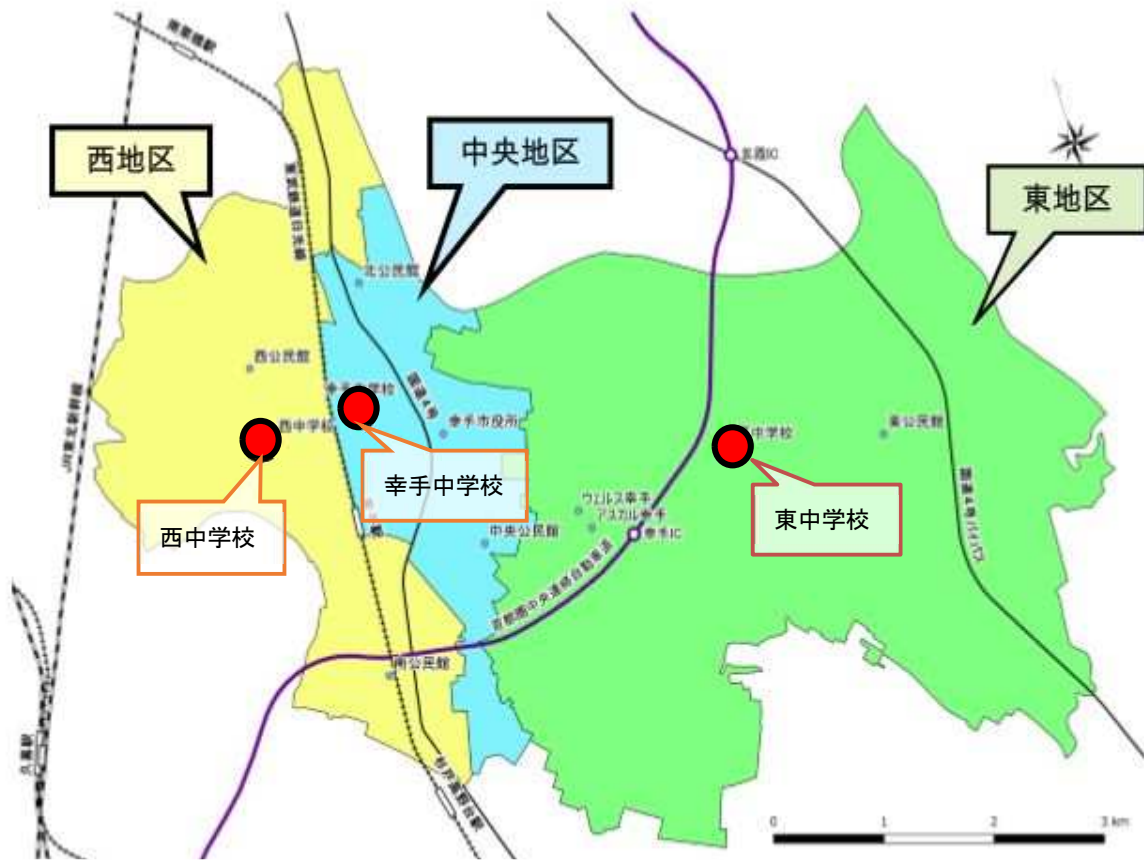
No.	氏名	年齢	性別	住所	電話番号	応急手当			收容医療機関名	症状・傷病名	特記事項
						実施日時	実施氏名	区分変更 黒(O) 赤(I) 黄(II)			
1			男・女								
2			男・女								
3			男・女								
4			男・女								
5			男・女								
6			男・女								
7			男・女								
8			男・女								
9			男・女								
10			男・女								
11			男・女								
12			男・女								
13			男・女								
14			男・女								
15			男・女								
16			男・女								
17			男・女								
18			男・女								
19			男・女								
20			男・女								
21			男・女								
22			男・女								
23			男・女								
24			男・女								
25			男・女								
26			男・女								
27			男・女								
28			男・女								
29			男・女								
30			男・女								

中学校 医療救護所 重症者・中等症者一覧

No.	氏名	年齢	性別	住所	電話番号	実施日時	実施氏名	トリアージ実施					収容医療機関名	症状・傷病名	特記事項
								区分変更							
								黒(O)	赤(I)	黄(II)	緑(III)	実施機関 救急隊 医師 救命士 その他			
1			男・女												
2			男・女												
3			男・女												
4			男・女												
5			男・女												
6			男・女												
7			男・女												
8			男・女												
9			男・女												
10			男・女												
11			男・女												
12			男・女												
13			男・女												
14			男・女												
15			男・女												
16			男・女												
17			男・女												
18			男・女												
19			男・女												
20			男・女												
21			男・女												
22			男・女												
23			男・女												
24			男・女												
25			男・女												
26			男・女												
27			男・女												
28			男・女												
29			男・女												
30			男・女												



### 3 医療救護所配置図



開設順位	地区名	対応する町丁目
第1位 幸手中中学校	中央地区	中1丁目、中2丁目、中3丁目、中4丁目、北1丁目、北2丁目、北3丁目、大字幸手(一部)、東1丁目、東2丁目、東3丁目、東4丁目、東5丁目、緑台1丁目、緑台2丁目、大字内国府間、大字上吉羽(一部)、大字権現堂(一部)、栄
第2位 西中学校	西地区	中5丁目、南1丁目、南2丁目、南3丁目、大字幸手(一部)、西1丁目、西2丁目、大字中川崎、大字下川崎、大字千塚、大字円藤内、大字松石、大字高須賀、大字外国府間、大字上高野、上高野1丁目、香日向1丁目、香日向2丁目
第3位 東中学校	東地区	大字権現堂(一部)、大字上吉羽(一部)、大字神明内、大字木立、大字惣新田、大字細野、大字下宇和田、大字上宇和田、大字下吉羽、大字西関宿、大字花島、大字中島、大字槇野地、大字戸島、戸島1丁目、戸島2丁目、大字吉野、吉野1丁目、大字天神島、天神島1丁目、大字平須賀、平須賀1丁目、平須賀2丁目、大字神扇、大字平野、大字中野、大字長間

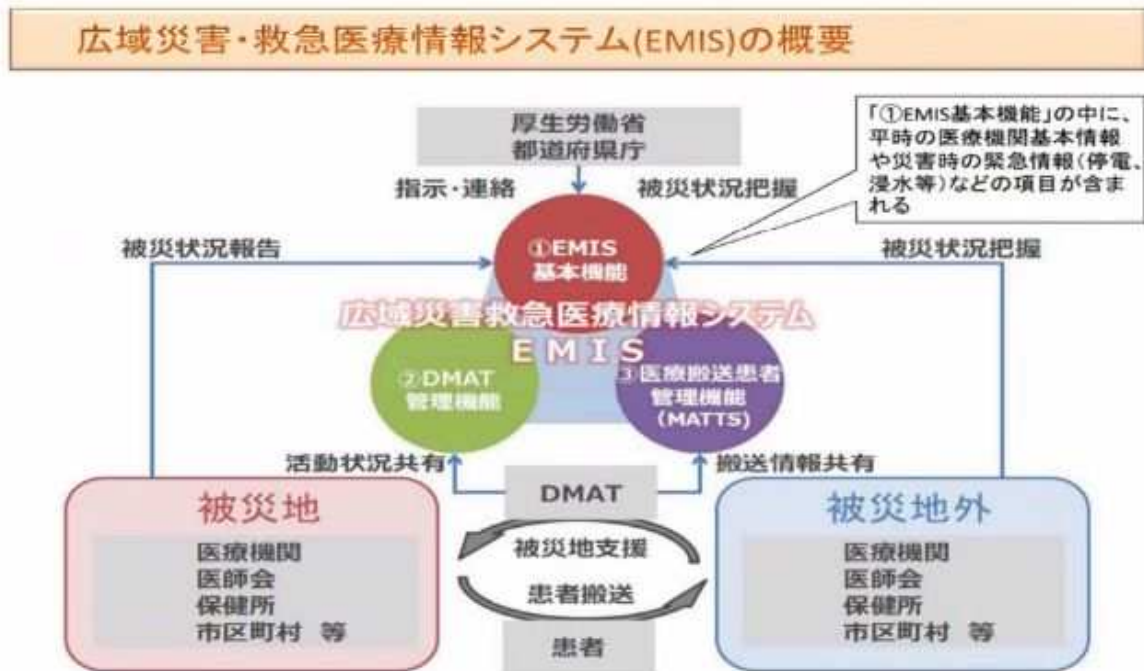
※被災状況や医療ニーズを総合的に判断し、優先順位をつけて段階的に医療救護所を開設します。

※急性期以降は、医療支援チームの応援も受けながら、円滑な運営に努めます。

## 4 参考資料

### 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)

EMISとは、厚生労働省が運用する「広域災害・救急医療情報システム (Emergency Medical Information System)」の略称です。このシステムは、災害発生時に被災地の医療機関の稼働状況や患者の受け入れ状況、職員数などの災害医療に関する情報を集約し、迅速かつ適切な医療救護活動を支援することを目的としています。



出展: 厚生労働省ホームページ

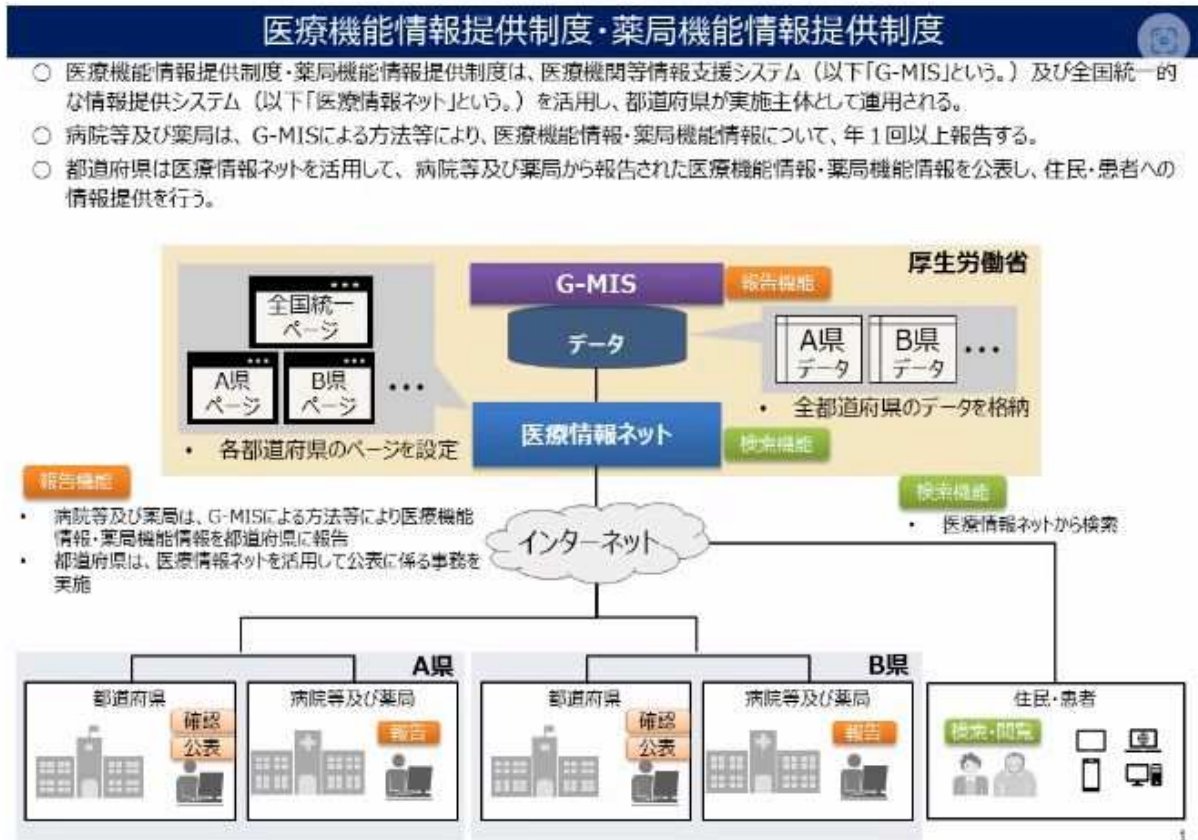
### 利用者区分ごとの主な役割と利用概要

- 都道府県 : 災害時の大局的な判断や支援体制管理に必要な情報を登録し、災害と支援の状況について俯瞰的に参照を行い、さらなる判断につなげる。
- 医療機関 : 被災の情報を速やかに登録し、支援の状況を参照するほか、医療搬送の調整などを行う。
- DMAT隊員 : 災害や被災の状況を参照しながら、支援体制構築に必要な情報と支援活動の内容を登録する。
- 市区町村・保健所 : 災害や被災、支援の状況を参照し確認を行う。

## 医療機関等情報支援システム(G-MIS)

G-MISは、全国の医療機関（約38,000）から、病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援しています。

医療機能情報提供制度について、令和6年1月から、G-MISを利用したオンライン報告を開始しています。



## 医療情報ネット「ナビイ」

医療情報ネット（ナビイ）は診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関を検索することのできるシステムです。



## 「ナビイ」トップ画面（検索画面）

医療情報ネット（ナビイ）
音声読み上げ 
文字サイズの変更 小 中 大
Other Languages

全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所/薬局を探す

医療機関を探す

薬局を探す

🔍 キーワードで探す

例) 市区町村名 内科

検索

🚑 急いで探す 受付時間や場所などの情報から検索

現在診療中の医療機関 > 休日夜間対応医療機関 >

🏠 じっくり探す 設備や対応内容などの医療機能情報から検索

<基本項目>

📍 都道府県固有の機能から探す

全国共通の検索項目に加えて各都道府県独自の検索項目でも検索ができます。

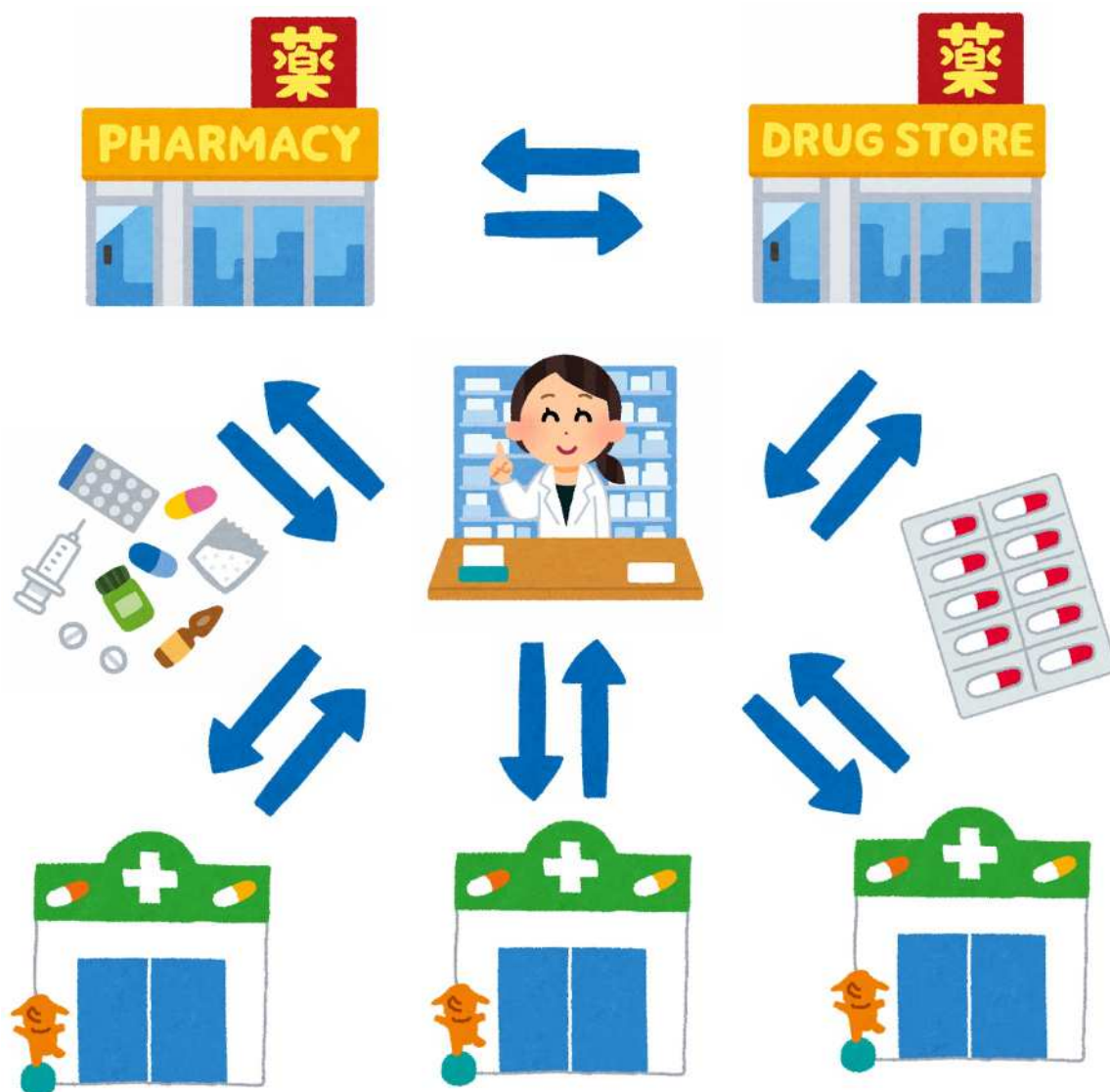
- 北海道 [北海道](#) >
- 東北 [青森県](#) > [岩手県](#) > [宮城県](#) > [秋田県](#) > [山形県](#) >
- [福島県](#) >
- 関東 [茨城県](#) > [栃木県](#) > [群馬県](#) > [埼玉県](#) > [千葉県](#) >
- [東京都](#) > [神奈川県](#) >
- 中部 [新潟県](#) > [富山県](#) > [石川県](#) > [福井県](#) > [山梨県](#) >
- [長野県](#) > [岐阜県](#) > [静岡県](#) > [愛知県](#) >

## 不動薬・採用薬情報共有システム「e-STock」(幸手薬剤師会運用)

e-STock（イーストック）は、地域薬局間で不動薬や採用薬の情報をリアルタイムに共有できる医薬品情報共有システムです。不動薬とは、在庫はあるものの使用頻度が低く、長期間動きのない医薬品を指し、採用薬は各薬局が正式に取り扱っている医薬品のことです。

災害時には、これらの情報を活用して必要な薬を迅速に見つけ、近隣薬局から融通することで、医療救護所や医療機関への安定供給を支援します。さらに、発注書や譲受書などの書類も自動で作成でき、混乱時でも正確な記録管理が可能です。

薬剤師会単位での運用により、信頼性と安全性が確保されており、e-STockは平時の在庫最適化だけでなく、非常時にも“薬の流れ”を止めないための重要なインフラとして機能します。



令和8年5月発行

幸手市医療救護所活動マニュアル

編集・発行 市民生活部 暮らし防災課  
〒340-0192  
幸手市東4-6-8  
(幸手市役所第2庁舎)

健康福祉部 健康増進課  
〒340-0152  
幸手市天神島1030-1  
(保健福祉総合センター「ウェルス幸手」)